

「山形大学におけるセクシュアルハラスメントについて」

1) 山形大学において3件のセクシュアルハラスメントが連続的に報告されたことは誠に遺憾なことであり、被害を受けられた方を始め、関係各位に深くお詫び申し上げます。また、率先して社会における倫理的な規範を示さなければならない大学においてかかる不祥事を起こしたことに対し、学長として責任を痛感しております。

2) 平成15年7月と平成16年4月に被害者からの相談のあった2件については、適正な時期における学長への報告がなされなかったために、事態が明らかになった時点で加害者である2名の教員はすでに退職しておりました。したがって、適正な処分を行い得ませんでした。被害者との間の示談成立などの状況を勘案したとしても、両者とも重い懲戒処分に相当するものだと考えられます。最近被害者からの相談のあった3件目のセクシュアルハラスメントについては、種々の状況を勘案し、停職2ヶ月の処分を行いました。発生したセクシュアルハラスメントに対する適正な措置は、この問題に関する大学の社会に対する説明責任を果たすためにも重要なものであったと認識いたしております。

3) こうした事情を踏まえ、今回の不祥事を招いた責任の所在を明らかにするために、前工学部長、現工学部長を訓告処分するとともに、私自身給料1/10 3ヶ月返納の措置をとらせていただきました。

4) 今回の度重なるセクシュアルハラスメント発生 of 社会的責任をとるための基本は、セクシュアルハラスメント再発防止に向けた山形大学の体制を早急に整備することであると考える。現在、学外の有識者にも参加いただく山形大学セクシュアルハラスメント緊急対策協議会（仮称）の設置を急いでおります。

ただ、このような会議で問題を検討しただけでは問題の根本的な解決は得られず、山形大学の全体の構成員の意識改革がさらに必要なのだと思います。そのためには、この問題について、山形大学の構成員全体が真摯な論議を展開し、問題の根本的原因を解明するとともに、抜本的な対策を確立していくことが求められていると考えております。そのような検討の上に立って、大学全体が一丸となってセクシュアルハラスメント根絶への取組を展開していくことによって初めて真のセクシュアルハラスメント防止体制が築かれるのだと思います。

以上申し上げたような取組を学長が先頭に立って展開することにより、セクシュアルハラスメントなど起こらない山形大学の樹立を目指して努力して参りたいと考えておりますので、皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成16年10月8日

山形大学長
仙道 富士郎